大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例に係る事前協議要綱

（目的）

第1条　この要綱は、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例（平成26年大阪府条例第177号。以下「条例」という。）第７条及び第12条第1項の規定による許可の申請の手続き等に先立って実施する協議（以下「事前協議」という。）に関し必要な事項を定め、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱の用語の意義は、条例の定めるところによる。

（事前協議書の提出）

第３条　条例に基づく許可申請（変更申請を含む。）を行おうとする者（以下「事業計画者」という。）は、あらかじめ、土砂埋立て等事前協議書（事前協議様式第１号。以下「事前協議書」という。）又は土砂埋立て等変更事前協議書（事前協議様式第２号。以下「変更事前協議書」という。）を知事に提出し、協議するものとする。

２　前項の事前協議書には、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第８条第３項第５号から第23号（第22号イからハまでに掲げる書面を除く。）に掲げる図書を添付するものとする。ただし、規則第８条第３項第11号に掲げる登記事項証明書及び公図の写しについては、土地調書及び地番合成図をもって代えることができるものとし、規則第12条各号に掲げる行為の場合には、規則第８条第３項第14号に掲げる図書を除く。

３　変更許可申請に伴う変更事前協議書には、前項の関係書類のうち変更に係る書類を添付するものとする。

（周辺地域の住民への説明会）

第４条　事業計画者は、条例第９条に規定する説明会（以下「説明会」という。）を開催するときは、あらかじめ、埋立て等区域を管轄する市町村（当該埋立て等区域が埋立て等区域の所在する市町村と異なる市町村の区域に隣接している場合、及び条例第10条第１項又は第２項の申請書に記載する土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び生活環境を保全するために講ずる措置に関係する周辺地域が、当該埋立て等区域の所在する市町村と異なる市町村に及ぶ場合は、当該異なる市町村を含む。以下「市町村」という。）に事業の計画概要、災害の防止上又は生活環境の保全上講じる措置について説明した上で、周辺地域や周知方法について意見を確認するものとする。

２　事業計画者は、説明会を開催するときは、あらかじめ、説明内容、前項の確認結果等について記載した「説明会の説明内容等通知書（事前協議様式第３号）」を知事に提出し、協議のうえ確認を受けるものとする。

３　事業計画者は、知事から前項の確認を行った旨を記載した書面を得た後、説明会を開催する日時及び場所等について記載した「説明会の開催予定通知書（事前協議様式第４号）」を説明会開催日の2週間以上前に知事に提出するものとする。ただし、期間の短縮について、あらかじめ知事に申し出を行い、周辺地域の住民への開催日時等の周知に支障がないと認められたときは、当該期間を短縮することができるものとする。

４　事業計画者は、説明会を開催したときは、速やかに、説明した内容並びに出席者の要望及び意見、それらへの回答等について記載した「説明会の開催結果等報告書（規則様式第２号）」を、具体的に記載した議事録及び録音記録媒体とともに知事に提出し、協議のうえ確認を受けるものとする。なお、録音記録媒体については、説明会参加者の代表（自治会長等）による議事録への署名により代えることができる。

５　事業計画者は、住民への説明会で説明した搬入計画等について、改めて周知する必要がある変更が生じた場合の扱い等に関し、あらかじめ説明会において定めておくものとする。

（市町村との連携）

第５条　知事は、事業計画者から事前協議書若しくは変更事前協議書又は「説明会の説明内容等通知書」の提出があったときは、当該土砂埋立て等に係る関係法令等の手続き、説明会の周辺地域及び周知方法等について、市町村と情報共有を図るものとする。

２　知事は、事業計画者から事前協議書又は変更事前協議書の提出があったときは、その職員に埋立て等区域及びその周辺地域の現地調査を行わせるものとする。この場合において、知事は必要に応じて市町村に協力を求めるものとする。

（他法令等所管の関係機関との情報交換）

第６条　知事は、当該土砂埋立て等の事業に適用される法令等を所管する市町村等関係機関に対し、事前協議書など提出された書類を提供することができる。

（報告の徴収）

第７条　知事は、事業計画者に対し、必要に応じて、第４条及びその他関係者との調整、協議等に関し、報告を求めることができる。

（事前協議の終了）

第８条　知事は、第３条の規定に基づいて事業計画者から提出のあった各図書により、事業計画の枢要部分に顕著な問題がないことが確認でき、かつ第４条第４項の規定により提出のあった説明会の開催結果等報告書で、条例第９条の趣旨を満たしていると判断した場合は、事前協議の終了を事業計画者に通知する。

２　事業計画者が、前項の通知日より1年を経過しても条例第７条の許可の申請を行わない場合にあっては、再度、事前協議から開始するものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附　則

１　この要綱は、平成27年４月27日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。